

剣道称号「鍊士」審査会要項（受審者用）

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

- (1) 剣道六段受有者で、六段受有後 1 年以上を経過（令和元年 5 月 31 日以前に取得）した者。
- (2) 剣道五段受有者で、五段受有後 10 年以上を経過（平成 22 年 5 月 31 日以前に取得）し、かつ、年齢 60 歳以上の者（称号・段級位審査規則第 11 条 2 項による特例）。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の鍊士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5 月 6 日）とする。

3. 小論文の内容

- (1) 課題 平成 19 年 3 月 14 日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道修業について述べなさい。
- (2) 字数 400 字以上 800 字以内。
- (3) 用紙 400 字詰め原稿用紙（市販の B4 縦書き）。用紙 1~4 行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5 行目 2 段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2 枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）
- (4) 提出 封筒長 3（長さが 23.5cm・幅が 12cm）の表に「剣道鍊士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記のうえ封印すること。

4. 申込締切 各都道府県剣連が定めた期日

5. 都道府県剣連の推薦

都道府県剣連会長は、申込者が規則第 10 条第 1 号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「鍊士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①~③) を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

6. 審査方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

7. 審査会期日 令和 2 年 5 月 6 日（水）

8. 審査料 各都道府県剣連が定めた審査料

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」令和2年6月号および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

練士小論文 原稿用紙記載での留意事項

- ① 市販B4縦書き四〇〇字詰め原稿用紙使用
- ② 一～四行目表題と登録都道府県・氏名記入
- ③ 五行目二段目よりお書きください。
- ④ 二枚の原稿用紙 右上ホツチキスで止める
- ⑤ 手書きによる自筆
- ⑥ 左の凡例を参照してください。
鉛筆またはシャープペンシル書きは不可

書	で	心	
き	の	構	平
は	あ	え	成
じ	な	「	十
め	た	」	九
の	の	要	年
行	劍	点	三
は	○	道	月
一	○	修	記
字	○	業	十
空	県	に	四
け	つ	そ	日
て	劍	れ	制
く	い	れ	定
だ	て	を	の
さ	道	述	ふ
い	べ	ま	「
。	太	な	剣
郎	な	え	道
。	さ	た	指
い	い	う	導
。	。	え	の